

甲斐市小規模企業者 経営改善対策資金利子補給制度

経営安定のために資金融資を受けた小規模事業者に対して、
融資に係る利子を一部補給します。

※特定創業支援等事業を受け、証明を受けた方は別の制度があります。

【補助率】

- ・返済を開始した月から1年以内に支払った利子の2分の1（上限10万円）

例：支払った利子が70,000円 → 2分の1の35,000円を補給

【対象資金】

次の融資資金のうち、経営安定に必要な事業資金

- ・日本政策金融公庫資金
- ・商工貯蓄共済資金
- ・山梨県商工業振興資金
- ・商工会会員融資資金
- ・甲斐市小規模企業者小口資金

【対象者】

- ・甲斐市内に事業所があり、1年以上経営している。または、山梨県内に事業所があり、かつ、市の住民基本台帳に1年以上記録されている
- ・1年後の請求時も、申請時の事業を行う予定である
- ・小規模企業者である
小規模企業者…常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあっては5人）以下の会社または個人
- ・申請時および1年後の請求時に市税等を完納している（市で納税状況を確認します）
- ・「対象資金」の融資を受けている
- ・受けた融資に対して十分な返済能力がある
- ・原則として甲斐市商工会の経営指導を6か月以上受けている
- ・利子補給金の請求時も上記の条件を満たしている

問合せ先

甲斐市商工観光課 055-278-1708

甲斐市商工会 055-276-2385